

第2回 オリンパス事件を巡る法務問題

後編

本稿では、前月号に引き続き、オリンパス株式会社（以下、「オリンパス」）において不適切な会計処理が発覚したことに関連する一連の動きについて、法務の観点から解説します。

1 東証の上場維持判断

東京証券取引所（以下、「東証」）は、2012年1月20日にオリンパス株の上場維持を決定しました。

東証は、当該決定に係る公表文において、オリンパスによる不適切な会計処理は歴代の代表取締役の了知の下で長期間にわたって行われたこと等を指摘しました。しかし、一方で、損失の発生や隠蔽行為は一部の関与者のみによって行われ、主たる事業の経営状況には影響が及ばない形で進められたものであることや、不適切な会計処理は売上高や営業利益にはおおむね影響しておらず、オリンパスの利益水準や業績トレンドを継続的に大きく見誤らせるものではないこと等を指摘し、「上場廃止が相当であるとする程度まで投資者の投資判断が著しく歪められていたとは認められませんでした」として、「監理銘柄（審査中）」の指定を解除しました。

これと同時に、オリンパスの内部管理体制に改善の必要性が高いことを指摘し、オリンパス株を特設注意市場銘柄に指定しました。

これにより、オリンパスは、当該指定から1年

〔図表〕オリンパスを巡る主な動き（上場/訴訟関連）

2011年12月7日	オリンパス、経営改革委員会等設置
12月21日	捜査当局が、関連個所を家宅捜索
2012年1月8日	現旧取締役に対する訴訟提起
1月17日	現旧監査役に対する訴訟提起 取締役らに対する株主代表訴訟
1月20日	オリンパス株の上場維持決定
1月21日	特設注意市場銘柄の指定
1月23日	株主が損害賠償請求訴訟を提起
2月16日	捜査当局が、事件関係者を逮捕
3月7日	オリンパス及び関係者を起訴
4月20日	臨時株主総会

を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を提出することが義務づけられます。

こうした東証の上場維持の判断については、審査基準のあいまいさや不透明さを指摘する声もありましたが、監査法人でさえ見抜けなかった巧妙な損失先送り等のスキームについて、株主の自己責任を問うのは酷に過ぎるとも考えられ、市場ではおおむね好意的に捉えられているようです。

過去の有価証券報告書等への虚偽記載により上場廃止となった事例としては、カネボウ（2005年6月、9期連続債務超過であった実態を隠蔽）、ライブドア（2006年4月、経常損失であるにもかかわらず組織的意図的に多額の経常利益を計上）の例がありますが、オリンパスの場合は、訂正した過去の決算においても債務超過ではなく、関与が一部の者に限られたことや、本業の収益に係る不適切な会計処理ではなかったこと等との関係で上場維持の判断に至ったものと考えられます。

2 オリンパスによる責任追及の動き

オリンパスは、第三者委員会の調査報告書を踏まえ、2011年12月7日に、同社に経営体制、ガバナンス体制、内部統制システム等について指導・勧告を行う組織として、経営改革委員会を設置しました（一連の経緯は〔図表〕参照）。

それと同時に、現旧取締役の責任を明らかにするための取締役責任調査委員会、現旧監査役・現旧会計監査人・現旧執行役員の責任を明らかにするための監査役等責任調査委員会を設置しました。

これら責任調査委員会は、オリンパス経営陣

による過去の損失先送り等、有価証券報告書等の虚偽記載、(訂正後の貸借対照表に照らした)違法な剰余金の配当等に関する善管注意義務違反の有無や責任追及の可否を検討し、2012年1月に現旧取締役のうち19名、現旧監査役のうち5名に対する善管注意義務違反を認める旨の調査報告書を提出しました(なお、監査法人については注意義務違反を認められないものと認定しました)。

これを受けて、オリンパスは、2012年1月にこれらの者に対する損害賠償請求訴訟(現旧取締役に計36億1000万円、現旧監査役に計10億円)を提起しました。

3 オリンパス株主による提訴の動き

オリンパス自身による責任追及の動きとは別に、オリンパス株主も2011年11月に行った提訴請求(会社法847条)に基づき、2012年1月17日に取締役ら14名に対する株主代表訴訟を提起しました。オリンパス自身による責任追及訴訟とは別の請求原因に基づき、責任追及を求める動きと解されています。

また、オリンパスの有価証券報告書等の虚偽記載による株価下落により損害を被ったとする株主らが、同1月23日にオリンパスに対して損害賠償請求訴訟を提起しました。有価証券報告書等の虚偽記載に起因する発行者等の損害賠償責任については、2004年証券取引法改正において創設され、損害額の推定規定等が設けられました(金融商品取引法21条の2、民法709条)。

有価証券報告書等の虚偽記載に基づく損害賠償請求訴訟では、近似重要な最高裁判決(西武鉄道事件/最高裁2011年9月13日判決^(注))や東京高裁判決(ライブドア事件/東京高裁2011年11月30日判決)が出されており、裁判所の判断が注目されます。

(注) 判決で最高裁は虚偽記載による賠償額を「株主の株取得価格と売却価格の差額から、虚偽記載公表前の市場動向などによる下落分を差し引いた額」とする初判断を示した。

4 刑事手続

東京地検特捜部及び警視庁は同2月16日にオリンパスの前経営陣や不適切な会計処理の指南をした投資会社役員らを金商法違反(虚偽有価証券報告書の提出)容疑で逮捕し、同3月7日にオリンパス(法人)とともに起訴しました。

有価証券報告書の「重要な事項につき虚偽の記載をしたものを提出」した場合には、①行為者個人には10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(または併科)、②法人には7億円以下の罰金が科せられることとなっており(金商法197条1項、207条1項1号)、今後の裁判の行方が注目されるところです。

5 今後の焦点

オリンパスは、4月20日に臨時株主総会を開催することを決定しました。この臨時株主総会の場合には、訂正後の過年度計算書類の承認のほか、取締役候補のうち過半数を社外取締役とする新任役員を選任議案等が上程されます。この臨時株主総会において選任される新経営陣の下で他社との資本・業務提携を含めた抜本改革を進めることになる見通しです。

また、今般の動きを受けて、金融庁は、虚偽開示書類の提出等への加担行為を課徴金の対象とする等の金商法改正案を3月9日に国会に提出しており、今後国会で改正案の審議が行われます。その他、オリンパスや監査法人に対する行政上の措置として課徴金納付命令(発行者につき金商法172条の4、監査法人につき公認会計士法31条の2)が発出される可能性も依然残っており、これらが責任追及の動きに影響を与える可能性があります。